

(4) 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料（率）の取扱いを変更した場合

- 平成11年財政再計算では、基礎年金国庫負担引上げ時に、厚生年金については保険料率の引上げ幅を0.77%（総報酬ベース）抑制し、国民年金については保険料を3,000円（平成11年度価格）引き下げることにしているが、基準ケースでは、このような措置をとらず、さらに、厚生年金については保険料率の引上げを毎年小刻みにすることとした。
- 厚生年金について、平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、保険料率の引上げを5年に1度とした上で、国庫負担引上げ時に保険料率の引上げ幅を0.77%（総報酬ベース）抑制することとした場合、最終保険料率は基準ケースとほぼ同水準となる。
- 国民年金について、平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、基礎年金国庫負担引上げ時に保険料を3,000円（平成11年度価格）引き下げることにした場合、基準ケースの最終保険料を100とした場合、国民年金の最終保険料は107となる。

【計算の前提（基準ケース）】

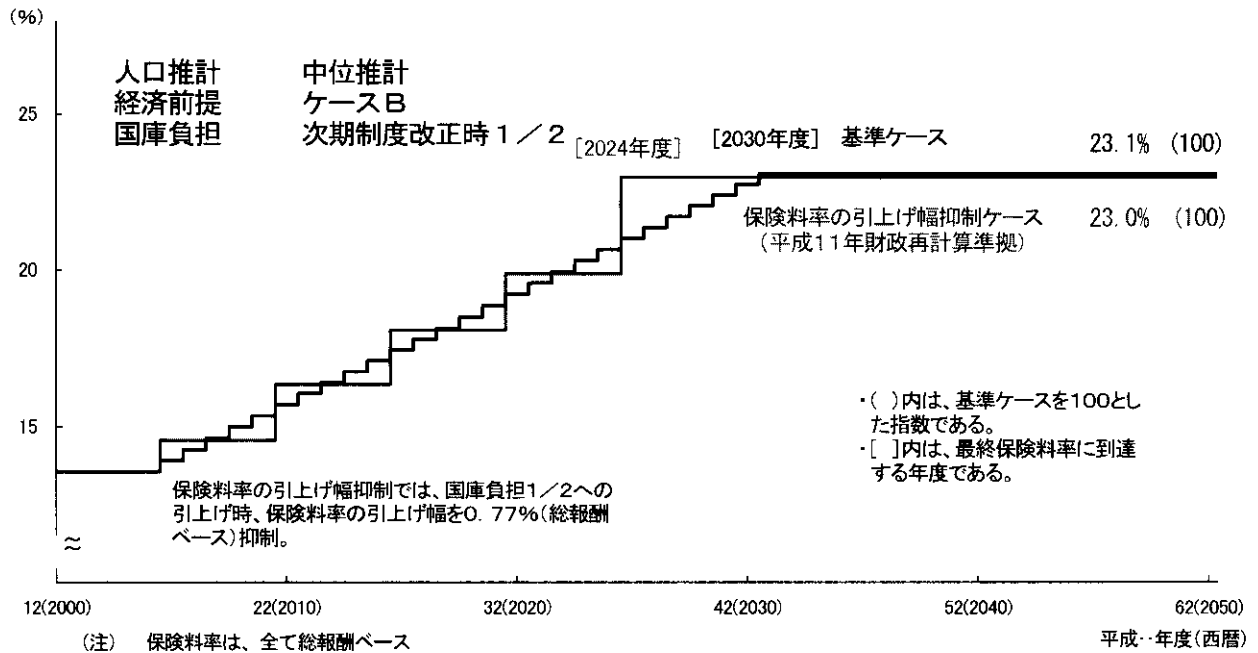
- 人口推計 中位推計（2050年の合計特殊出生率 1.39）
- 経済前提 ケースB（実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%）
- 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ
- 保険料（率）の引上げ計画
 - ・引上げ頻度 毎年度
 - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

番号	保険料（率）引上げの前提 引上げ 国庫負担引上げ 頻度 時の保険料（率）	厚生年金の最終保険料率 （総報酬ベース）	国民年金の最終保険料 （平成11年度価格）
1	（基準ケース） 毎年 引下げ等なし	23.1%（100）	20,500円（100）
7	厚年：5年に1度 国年：毎年 引下げ等	23.0%（100）	22,000円（107）

注：（ ）内は、基準ケースを100とした指数である。

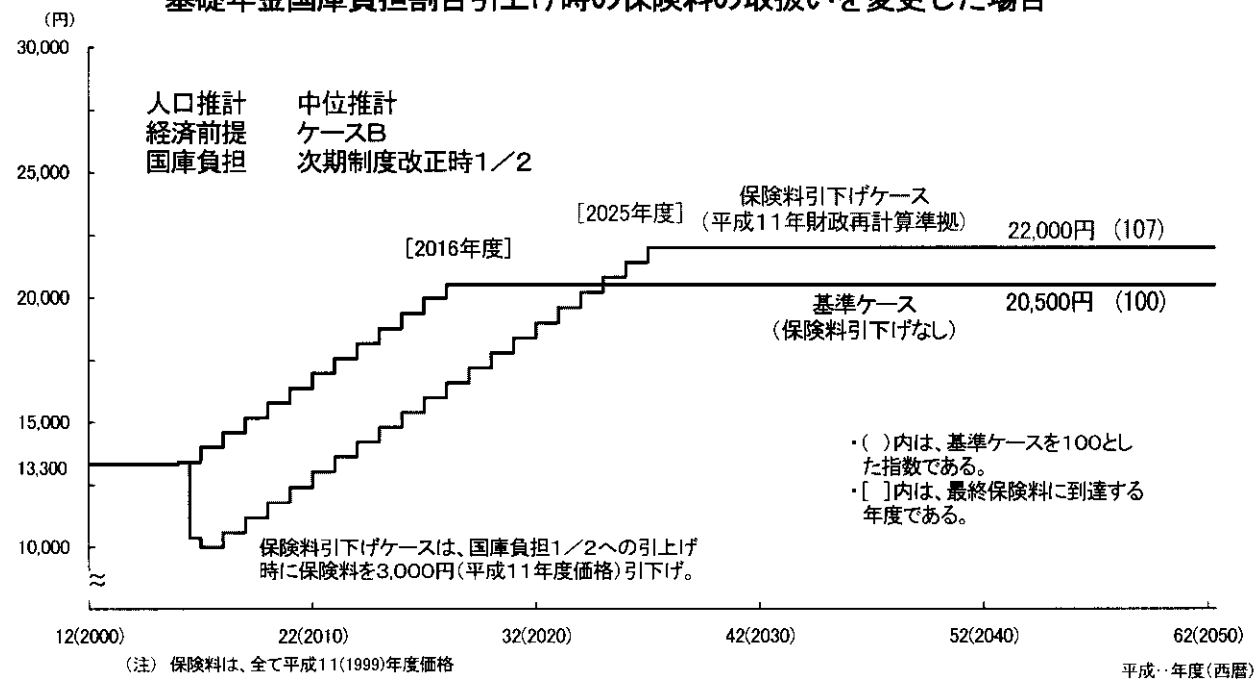
厚生年金の段階保険料率

— 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料率の取扱いを変更した場合 —



国民年金の段階保険料

— 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料の取扱いを変更した場合 —



(5) 保険料(率)の引上げ計画を変更した場合

- 基準ケースの最終保険料(率)を100とした場合、保険料(率)の引上げペースを早めて引上げ幅を2割増加させたとき(前倒しケース)、厚生年金の最終保険料率は98、国民年金の最終保険料は99となる。
- 基準ケースの最終保険料(率)を100とした場合、保険料(率)の引上げペースを遅らせて引上げ幅を2割減少させたとき(後倒しケース)、厚生年金の最終保険料率は103、国民年金の最終保険料は101となる。

【計算の前提(基準ケース)】

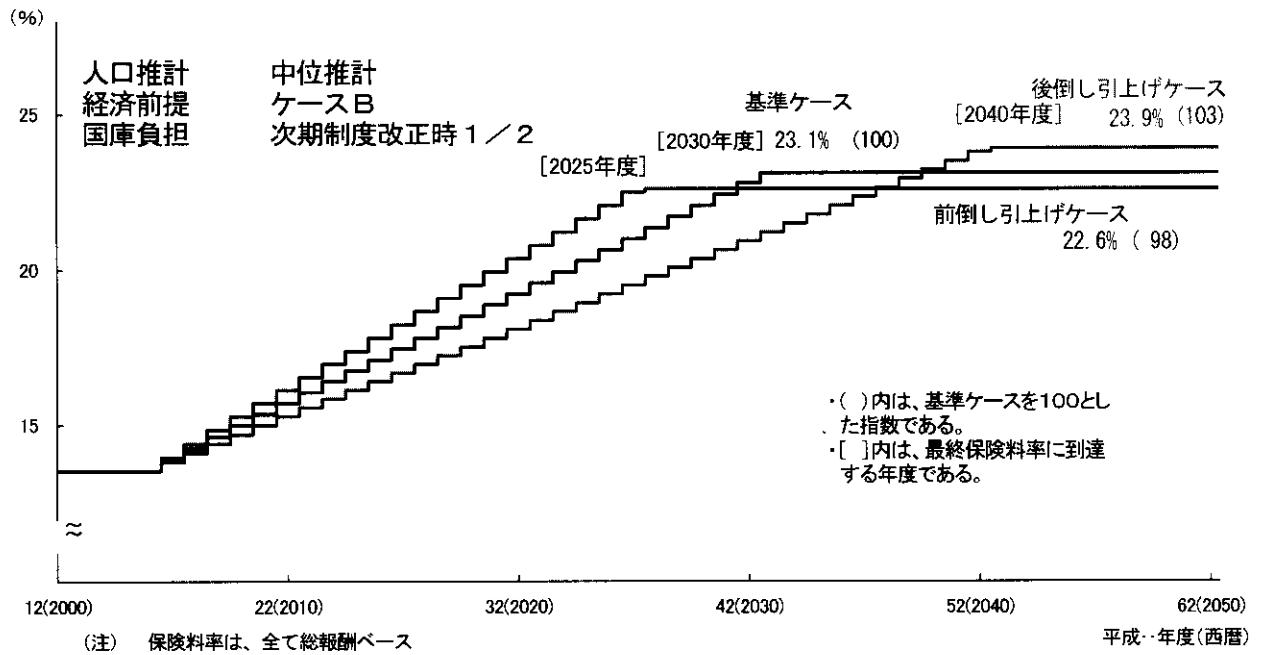
- 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ
{ 国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。
}

番号	保険料(率)引上げペースの前提	厚生年金の最終保険料率(総報酬ベース)	国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
1	平成11年財政年度引上げ)	23.1% (100)	20,500円 (100)
8	前倒し (引上げ幅2割増加)	22.6% (98)	20,300円 (99)
9	後倒し (引上げ幅2割減少)	23.9% (103)	20,700円 (101)

注:()内は、基準ケースを100とした指数である。

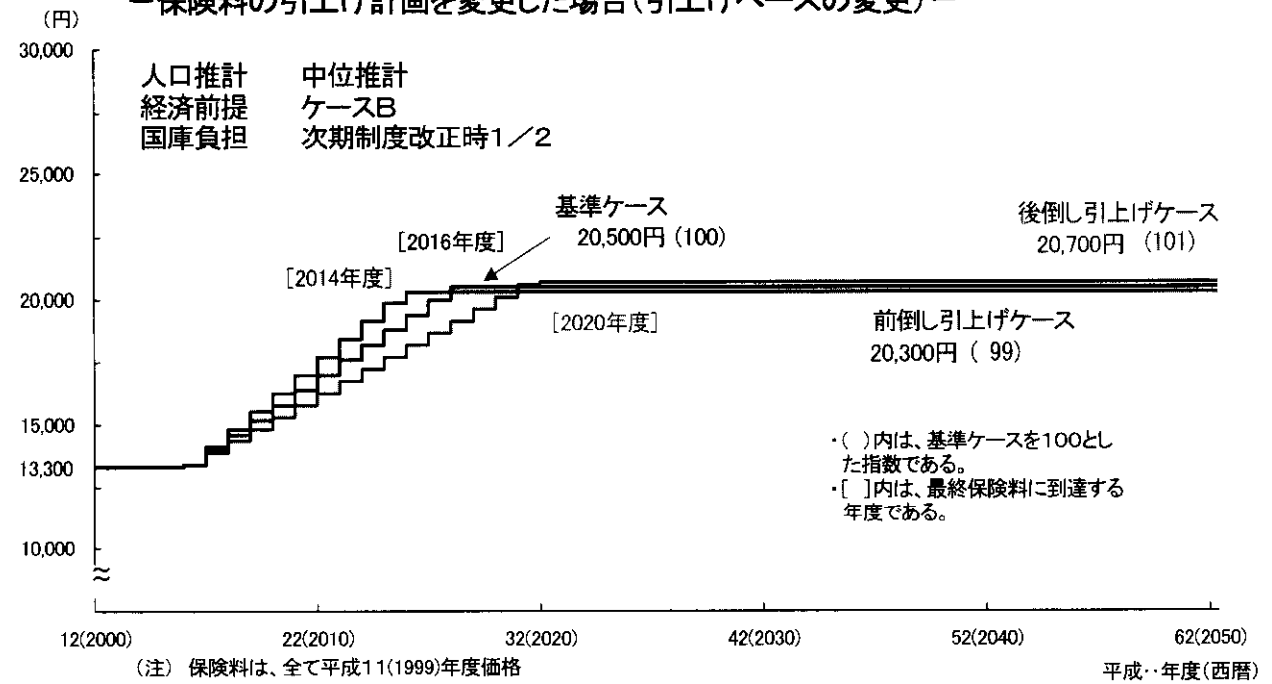
厚生年金の段階保険料率

— 保険料率の引上げ計画を変更した場合（引上げペースの変更） —



国民年金の段階保険料

— 保険料の引上げ計画を変更した場合（引上げペースの変更） —



2. 保険料固定方式

(1) 基準ケース

【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】

- 基準ケースにおいて、固定した厚生年金の保険料率の引上げ計画及び最終保険料水準による負担の範囲内で年金財政を安定化させるために必要となる、給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合は9%となる。これは、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者を含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示している。

【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】

- 年金改定率(スライド率)の調整により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合、既に年金を受給している者を含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合よりも、調整開始時の給付水準調整度合いが小さいため、将来世代の給付は9%以上の水準調整が必要となる。
- この場合、どの調整方法(実績準拠法／将来見通し平均化法、名目年金額下限型／物価下限型)によるかで調整期間の終了時点は変化し(2023年～2036年)、給付水準調整期間終了時の新規裁定者の所得代替率も変化する(50～53%、現行59%)。

【実績準拠法と将来見通し平均化法の違い】

- この試算においては、実績準拠法では、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から給付水準調整度合いが大きくなる。これに対して、将来見通し平均化法では、労働力人口の変動の将来見通しを足下から反映させるため、給付水準調整は早くから本格化する。このため、将来見通し平均化法の方が、実績準拠法よりも給付水準調整期間が短くなり、また、最終的な給付水準が高くなる。

〔なお、この試算では、実績準拠法と将来見通し平均化法をともに基準ケースとした。〕

【名目年金額下限型と物価下限型の違い】

- 物価下限型では、既裁定者に給付水準調整の影響が及ばないため、名目年金額下限型よりも給付水準調整期間が長くなり、また、最終的な給付水準が低くなる。

〔なお、基準ケースの試算では名目年金額下限型及び物価下限型の試算結果を示したが、(2)以降では名目年金額下限型についてのみ試算した。〕

【計算の前提（基準ケース）】

- 厚生年金の最終保険料率 20%
- 人口推計 中位推計（2050年の合計特殊出生率 1.39）
- 経済前提 ケースB（実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%）
- 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に
引上げ

国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制（総報酬ベースで0.77%）
及び国民年金の保険料の引下げ（平成11年度価格で3,000円）は行わない。

- 保険料(率)の引上げ計画
 - ・引上げ頻度 毎年度
 - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

番号	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				
		年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
1	9%	《① 実績準拠法(名目年金額下限型)》				
		総賃金 スライド	2032	52%	12%	18,100円
《② 実績準拠法(物価下限型)》						
2		総賃金 スライド	2036	50%	15%	18,000円
3	《③ 将来見通し平均化法(名目年金額下限型)》					
	一人当たり賃金上昇率 -労働力人口の平均 減少率(0.65%)	2023	53%	10%	18,100円	
4	《④ 将来見通し平均化法(物価下限型)》					
	一人当たり賃金上昇率 -労働力人口の平均 減少率(0.65%)	2027	51%	13%	18,100円	

○ 給付総額(給付現価)の調整割合

給付総額(給付現価)でみた給付の調整割合である。これは、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者も含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示している。

現実的な政策としては、このような急激な給付水準の調整方法はとり得るものではないが、年金改定率(スライド率)の調整による時間をかけた緩やかな給付水準調整方法との比較対象として示したものである。

○ 年金改定率(新規裁定者)

現行の新規裁定年金の年金改定率(スライド率)は、厚生年金については一人当たり賃金(手取りベース)の上昇率に応じて、年金額の算定基礎となる現役時代の賃金を再評価し、国民年金(基礎年金)については国民生活の動向等を踏まえて政策改定されている。

年金改定率(スライド率)を調整することにより時間をかけて緩やかに給付水準を調整する場合、調整期間中は、現行と異なる年金改定率(スライド率)により年金額が改定されることとなる。この欄では、調整期間中の新規裁定年金の年金水準(厚生年金、基礎年金)がどのような指標で改定されるかを示した。

○ 調整期間(終了年度)

年金改定率(スライド率)の調整により時間をかけて緩やかに調整を行う場合、年金財政が安定する見通しが立つまで給付水準調整を続け、給付水準調整が終了した後は、現行の年金改定率(スライド率)に復帰することとしている。この欄では、給付水準調整が終了した年度を示した。

○ 所得代替率(終了年度時点)

新規裁定者のモデル年金(現行のモデル年金:片働夫婦で基礎年金(夫婦2人)13.4万円+厚生年金(夫)10.4万円、年金額23.8万円の場合)について、給付水準調整が終了した時点での所得代替率(現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率を示すもの。)を示した。

(参考)現在のモデル年金に関する所得代替率

$$\text{現行の所得代替率(59\%)} = \frac{\text{モデル年金月額(23.8万円)}}{\text{現役世代の手取り賃金(40.1万円)}}$$

○ 給付水準調整割合

給付水準調整終了時の新規裁定者の給付水準が、現行の給付水準に対してどの程度調整がなされているかを示した。

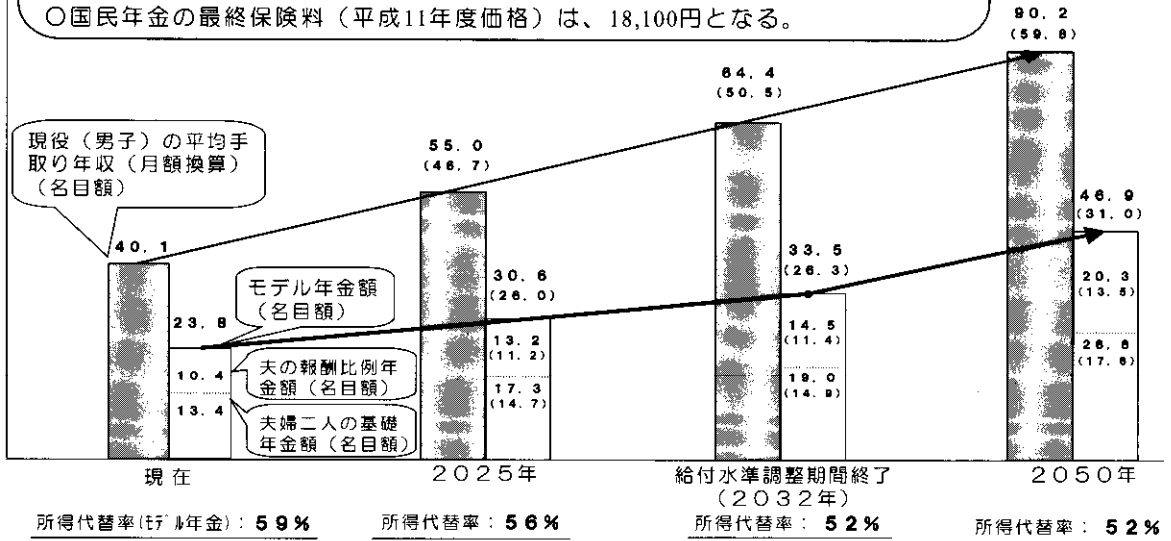
○ 国民年金の最終保険料(平成 11 年度価格)

年金改定率(スライド率)の調整により時間をかけて緩やかに給付水準を調整する場合、基礎年金部分と報酬比例部分は、同じペースで給付水準調整がなされることとした。すなわち、基礎年金について厚生年金の給付水準調整期間、給付水準調整割合と同じ調整期間と調整割合で給付水準が調整されることとしている。国民年金の最終的な保険料水準は、このようにして給付水準調整された基礎年金給付を賄うために必要となる保険料負担の水準として示した。

基準ケース（保険料固定方式）① （厚生年金の最終保険料率20%）
 -マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

- 実績準拠法では、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から、給付水準調整度合いが大きくなる。
- マクロ経済スライドは、2032年まで適用され、その後は一人当たり賃金や物価の上昇による現行の年金給付の改定方法に復帰する。
- 最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて52%となる。
- 国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、18,100円となる。

名目金額
 (万円)



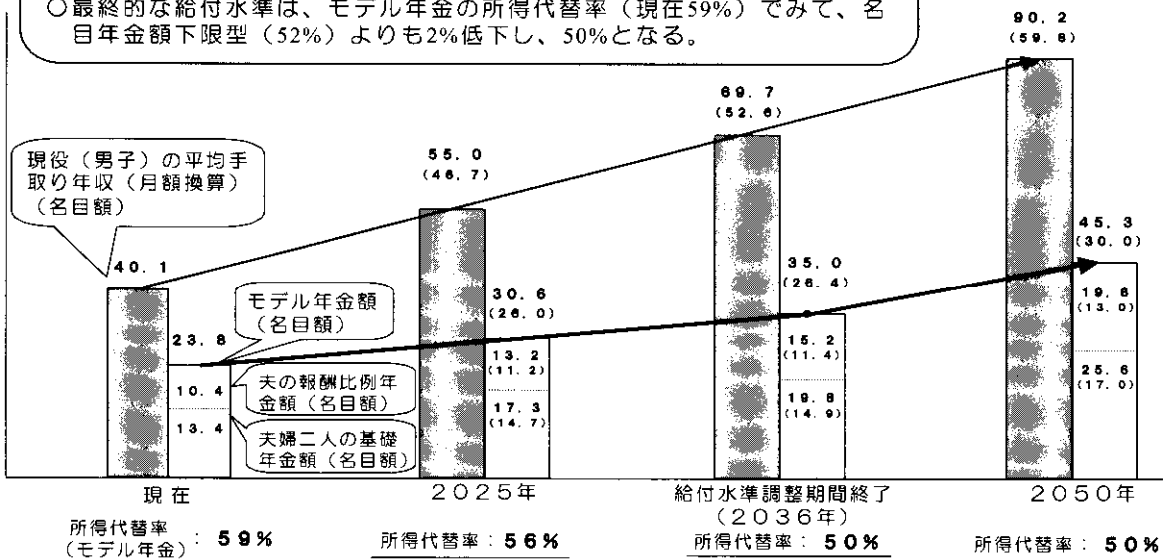
※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

基準ケース（保険料固定方式）② （厚生年金の最終保険料率20%）
 マクロ経済スライド（実績準拠法（物価下限型））でスライド調整する場合

国民年金の最終保険料
 18,000円（平成11年度価格）

- 物価下限型では、既裁定者に対して保険料固定方式による給付水準調整の影響が及ばないため、名目年金額下限型よりも給付水準調整期間が長くなる（2032年→2036年）。
- 最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて、名目年金額下限型（52%）よりも2%低下し、50%となる。

名目金額
 (万円)



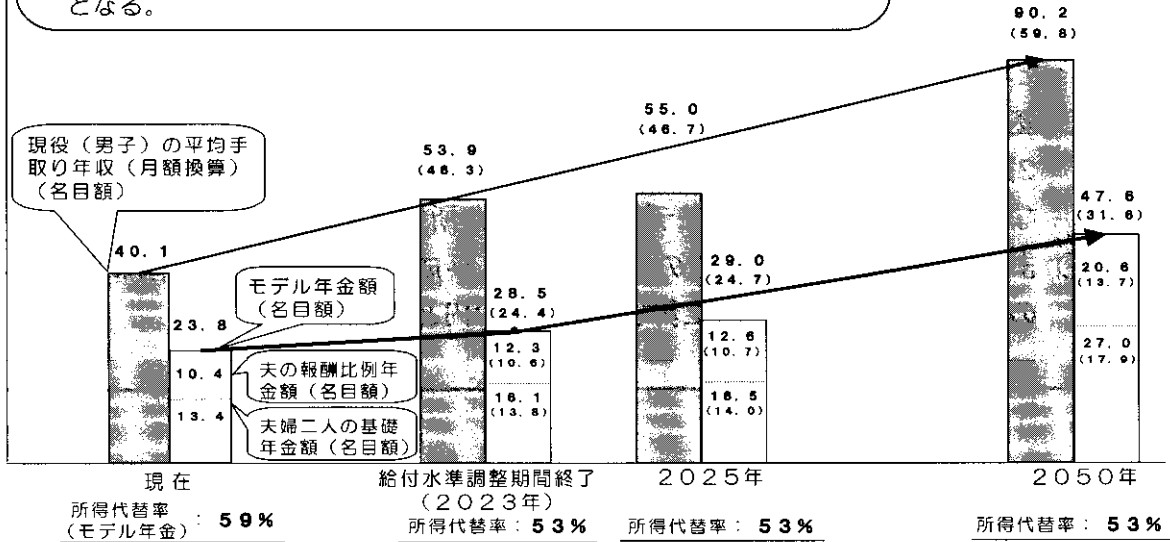
※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

基準ケース（保険料固定方式）③ （厚生年金の最終保険料率20%）
マクロ経済スライド（将来見通し平均化法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

- 将来見通し平均化方式では、労働力人口の変動の将来見通しを足元から反映させるため、給付水準調整が早くから本格化する。
- マクロ経済スライドは2023年まで適用され、その後は一人当たり賃金や物価の上昇による現行の年金給付の改定方法に復帰する。
- 最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて53%となる。

国民年金の最終保険料
18,100円（平成11年度価格）

名目金額
（万円）



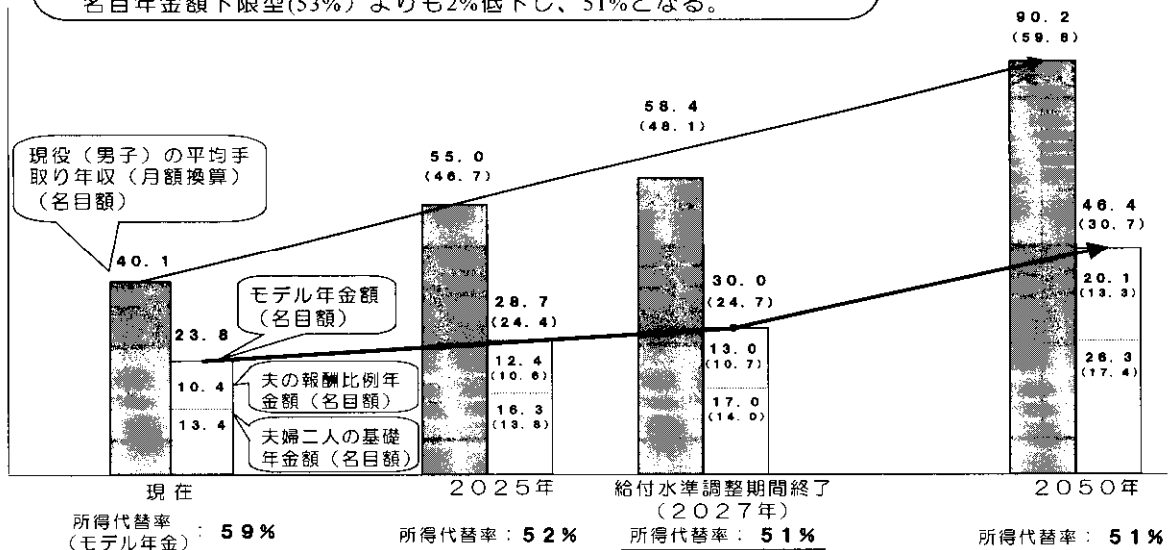
※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

基準ケース（保険料固定方式）④ （厚生年金の最終保険料率20%）
マクロ経済スライド（将来見通し平均化法（物価下限型））でスライド調整する場合

- 物価下限型では、既裁定者に対して保険料固定方式による給付水準調整の影響が及ばないため、名目年金額下限型よりも給付水準調整期間が長くなる（2023年→2027年）。
- 最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて、名目年金額下限型(53%)よりも2%低下し、51%となる。

国民年金の最終保険料
18,100円（平成11年度価格）

名目金額
（万円）



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。